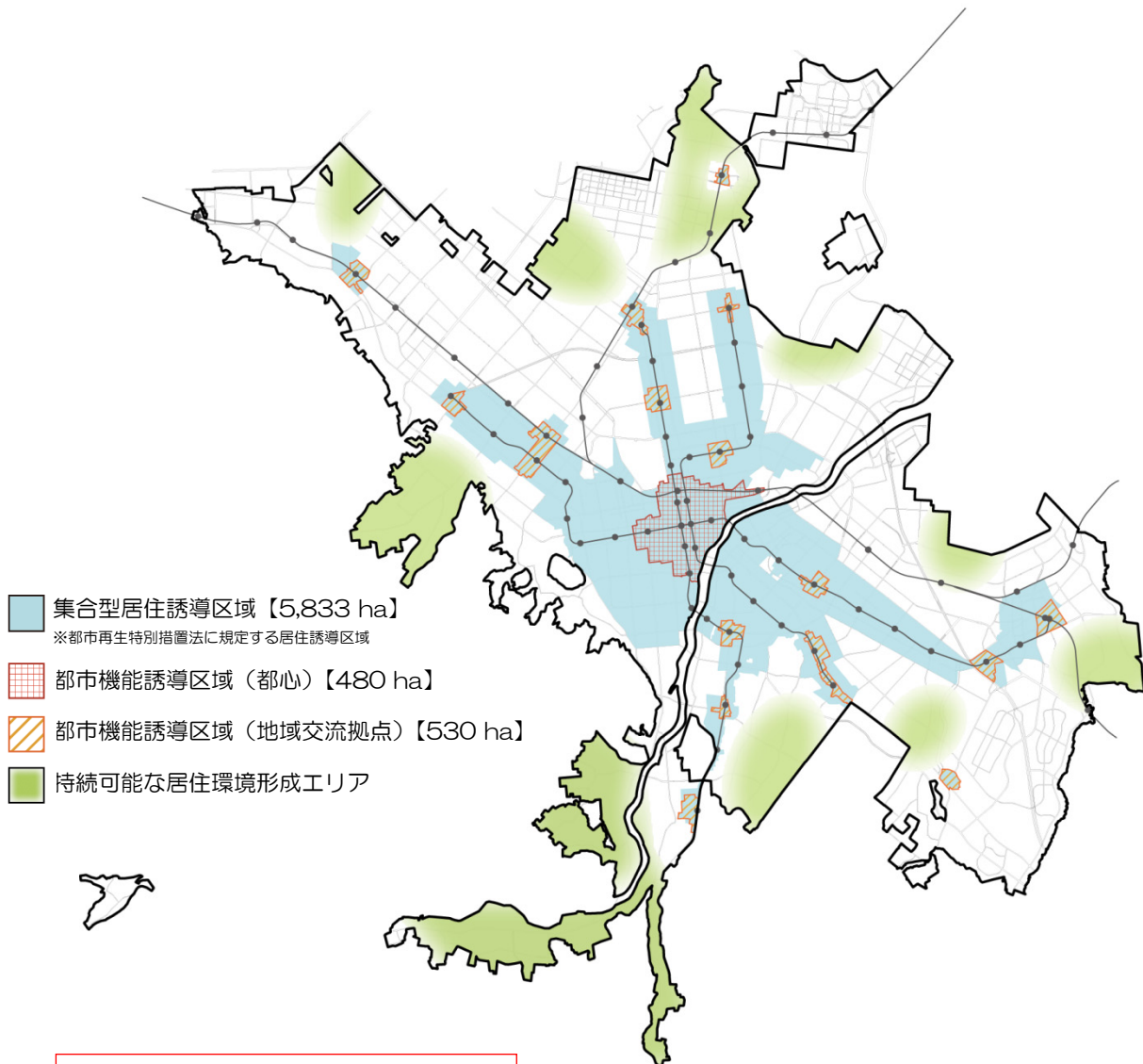


6 各区域及び誘導施設の設定



※高機能オフィスについては、法定の誘導施設として位置付けるかどうか、取り扱いを整理中です。

図 6-1 各区域の範囲

表 6-1 各誘導施設

都市機能誘導区域	誘導施設
都心	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力の向上に資する高次都市機能を有する施設（MICE 関連施設、高機能オフィス※） ・教育文化施設（大規模ホール） ・多くの市民が利用する公共施設（区役所、区民センター、図書館、体育館、区保育・子育て支援センター）
地域交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が利用する公共施設（区役所、区民センター、図書館、体育館、区保育・子育て支援センター）

（注1）住宅や日常生活との関連の強い基礎的都市機能施設は、今後も市街化区域全体において立地を図っていくことを前提としています。

（注2）都心の中心部（概ね札幌駅～大通公園の地域）については、集合型居住誘導区域に指定していますが、地域の特性上、都心としての都市機能の集積を優先させるべきであることから、積極的に居住誘導を図るものではありません。

（注3）誘導施設への設定は、全ての施設を都市機能誘導区域内へ立地するよう制約するものではありません。

（注4）持続可能な居住環境形成エリアについては、本市が独自に設定するものであり、他の区域と異なり、明確な範囲を指定するものではありません。

（注5）今後の検討状況に応じて、各区域及び誘導施設については追加・変更を行う可能性があります。

◆各誘導施設について

各都市機能誘導区域における誘導施設については、以下のとおり定義する。

<国際競争力の向上に資する高次都市機能を有する施設>

- ・ MICE 関連施設
 - …コンベンションセンター、ホテル等のうち、都心の MICE 機能の向上に資するもので市長が指定するもの
- ・ 高機能オフィス
 - …強固なセキュリティシステムや環境に配慮した高効率の照明・空調システム、高度な耐震性、災害時にも電力・熱の供給が可能な自立型エネルギー供給システムなどを備えた事業所のうち、都心の国際競争力の向上に資するもので市長が指定するもの

<教育文化施設>

- ・ 大規模ホール
 - …客席数 1,000 席以上を有する多目的ホール

<多くの市民が利用する公共施設>

- ・ 区役所
 - …札幌市区の設置等に関する条例第 3 条に規定する各区役所
- ・ 区民センター
 - …札幌市区民センター条例第 2 条に規定する各区民センター
- ・ 図書館
 - …札幌市図書館条例第 1 条に規定する各図書館
- ・ 体育館
 - …札幌市体育施設条例第 1 条に規定する体育施設のうち、札幌市中央体育館及び各区体育館
- ・ 区保育・子育て支援センター
 - …札幌市区保育・子育て支援センター条例第 3 条に規定する各区保育・子育て支援センター

◆各誘導区域の面積について

市街化区域・集合型居住誘導区域・都市機能誘導区域の面積の関係は以下のとおり。

	面積	市街化区域 に占める割合	集合型居住誘導区域 に占める割合
市街化区域	25,017 ha	—	—
集合型居住誘導区域	5,833 ha	約 23.3 %	—
都市機能誘導区域（合計）	1,010 ha	約 4.0 %	約 17.3 %
（都心）	480 ha	約 1.9 %	約 8.2 %
（地域交流拠点）	530 ha	約 2.1 %	約 9.1 %

（平成 28 年 3 月時点）